8　最終合格者発表　平成25年11月26日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
9　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。
10　受験手続
⑴　郵送又は持参による申込みの場合
①　受験申込用紙の交付　受験申込用紙は、次に掲げる人事院の地方事務局及び沖縄事務所のほか皇宮警察本部及び皇宮警察本部京都護衛署において交付する。

（名　　称）		（所　　在　　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042	札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014	仙台市青葉区本町３―２―23
人事院関東事務局	〒330―9712	さいたま市中央区新都心１―１
人事院中部事務局	〒460―0001	名古屋市中区三の丸２―５―１
人事院近畿事務局	〒553―8513	大阪市福島区福島１―１―60
人事院中国事務局	〒730―0012	広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0068	高松市松島町１―17―33
人事院九州事務局	〒812―0013	福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022	那覇市樋川１―15―15
皇宮警察本部	〒100―0001	東京都千代田区千代田１―３
皇宮警察本部京都護衛署	〒602―0881	京都市上京区京都御苑内

②　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、皇宮警察本部に提出すること。
　なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。
③　申込受付期間　平成25年７月23日（火）から７月31日（水）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）。
　なお、郵便又は信書便による申込みは、平成25年７月31日（水）までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。
④　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
⑵　インターネットによる申込みの場合
①　受験の申込み　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）
　なお、受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で変更を認める。
②　申込受付期間　平成25年７月23日（火）９時から８月１日（木）まで。
　なお、申込みは、８月１日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
③　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
11　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、前記の受験申込用紙の交付機関に行うこと。
　なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913 東京都千代田区霞が関１―２―３）に行うこと。
⑵　受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合には、200円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形２号）を必ず同封すること。
⑶　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑷　受験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑸　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

平成 25 年度刑務官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。
平成 25 年６月 19 日　　人事院事務総長　尾西　雅博
1　試験の名称　平成25年度刑務官採用試験
2　試験の区分　刑務A、刑務A（社会人）、刑務B、刑務B（社会人）、刑務A（武道）及び刑務B（武道）
3　地域試験　それぞれ次表に掲げる地域試験に区分し、実施する。

地　域　試　験	地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲）
刑務A北海道地域 刑務B北海道地域 刑務A（社会人）北海道地域 刑務B（社会人）北海道地域 刑務A（武道）北海道地域 刑務B（武道）北海道地域	北海道
刑務A東北地域 刑務B東北地域 刑務A（社会人）東北地域 刑務B（社会人）東北地域 刑務A（武道）東北地域 刑務B（武道）東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
刑務A関東甲信越静地域 刑務B関東甲信越静地域 刑務A（社会人）関東甲信越静地域 刑務B（社会人）関東甲信越静地域 刑務A（武道）関東甲信越静地域 刑務B（武道）関東甲信越静地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
刑務A東海北陸地域 刑務B東海北陸地域 刑務A（社会人）東海北陸地域 刑務B（社会人）東海北陸地域 刑務A（武道）東海北陸地域 刑務B（武道）東海北陸地域	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
刑務A近畿地域 刑務B近畿地域 刑務A（社会人）近畿地域 刑務B（社会人）近畿地域 刑務A（武道）近畿地域 刑務B（武道）近畿地域	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県